

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第10号

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年柴田町規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） 職種別基準表					別表（第3条関係） 職種別基準表				
職種	基礎号俸		上限		職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸		職務の級	号俸	職務の級	号俸
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育専門員	(略)	(略)	(略)	(略)	教育専門員	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>幼保小架け 橋リーダー</u>	<u>2</u>	<u>18</u>	<u>2</u>	<u>22</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
部活動支援 員	(略)	(略)	(略)	(略)	部活動支援 員	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>システムエ ンジン</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>7</u>					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。